

令和元年12月2日

保護者の皆様へ

大阪市立塩草立葉小学校PTA会長 森 昌裕

PTA規約一部改正のお知らせ

11月29日(金)に行われたPTA臨時総会にて、PTA規約第49条に基づいて、以下の点について、PTA規約の改正について審議し、賛成多数につき修正案が可決されましたのでお知らせします。

記

PTA規約の一部改正【第4章 第10条】 ※下線部

【改正前】

第4章 経理

第10条 この会の会費は、1口、児童一人当たり月額200円とする。

口数は、毎年更改する。

【改正後】

第4章 経理

第10条 この会の会費は、一世帯当たり月額400円とする。